

さつま町DX推進計画（素案）概要版

1 計画策定の趣旨

我が国では、少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少及び大都市圏への人口集中による地域の担い手不足、大規模自然災害の増加、さらには2020年（令和2年）からの新型コロナウイルス感染症（COVID-19、以下「新型コロナ」という。）の拡大に伴う社会経済活動の制限によって、今までの生活や暮らしが大きく変わり、社会や経済に深刻な影響を与えています。

そのような中、国は地方からデジタルの実装を進め、地方と都市の差を縮め、都市の活力と地方のゆとりの両方を享受できる「デジタル田園都市国家構想」の実現に向けて、第5世代移動通信システム（5G）やデータセンターなどデジタルインフラの整備や誰一人取り残さず、すべての方がデジタル化のメリットを享受できるよう、地方に対するデジタル田園都市国家構想推進交付金の創設など様々な取組が始められています。

このような状況を踏まえ、本町においても地域課題の解決を図るためにICT（情報通信技術）をはじめとする先端技術を町民生活のあらゆる面で活用するとともに、これらのデジタル技術を手段とした行政全体のあり方の再構築や組織文化の刷新などの変革を成し遂げ、新たな価値の創造を進めていくため、さつま町DX推進計画（以下「本計画」という。）を策定することとしました。

2 本町の現状と課題

本町では、若年層の都市部への人口流出、少子高齢化の進展による人口減少に伴う労働力不足、過疎地域の限界集落化への懸念それらに起因する課題や多様化・複雑化する町民のニーズに加え、自然災害の激甚化、社会資本の老朽化、厳しい財政状況等への対応が求められています。

本町の推計人口をみると、出生率の低下による年少人口（0～14歳）の減少だけでなく、どの年代層も人口の減少がみられます。令和27年の年少人口と生産年齢人口（15～64歳）は、平成27年の半数以下になると予測されています。

また、現在は、生産年齢人口が最も多いですが、これからも減少していくことが予測され、令和12年には高齢者（65歳以上）人口と逆転することから、働き盛り世代の負担が大きくなることが予想されます。

3町合併前の平成7年の出生数は225人でしたが、平成27年には124人と約100人減少し、令和2年以降は90人前後で推移してきています。それに比べて、死亡数は平成7年の400人から殆ど変わらず400人前後で推移しており、人口構造の変化からしても、今後も出生数は減少し死亡数は緩やかに増加していくことが予想されます。

このようなことから、生産年齢人口の減少に伴う労働力の不足、老年人口割合の増加に伴う社会保障関連経費の増大等が予想され、行政サービスの提供及び安定的な行政運営に対する大きな課題となることが考えられます。

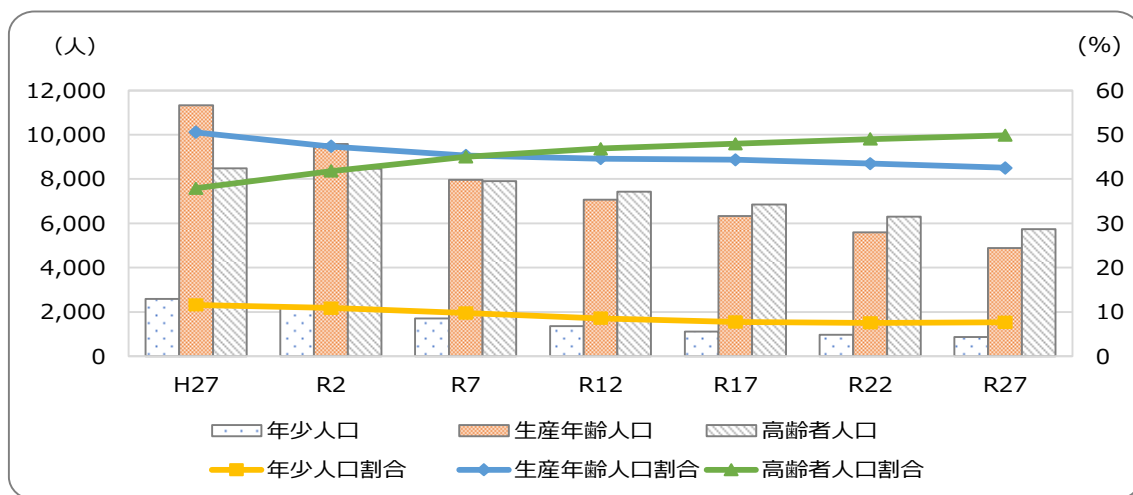
こうした環境変化や社会的課題に対応し、行政サービスの質を維持していくためには、

飛躍的に進化するデジタル技術を積極的に取り入れ、効率的な行政運営を進めていくことが極めて重要であると考えられます。

〔資料〕 国立社会保障・人口問題研究所：日本の地域別将来推計人口（令和5年推計）（単位：人）

	2015年 (H27)	2020年 (R2)	2025年 (R7)	2030年 (R12)	2035年 (R17)	2040年 (R22)	2045年 (R27)
年少人口 (0～14歳)	2,592 (11.6%)	2,199 (10.9%)	1,710 (9.7%)	1,358 (8.6%)	1,109 (7.8%)	970 (7.5%)	880 (7.7%)
生産年齢人口 (15～64歳)	11,319 (50.5%)	9,587 (47.4%)	7,956 (45.3%)	7,063 (44.6%)	6,332 (44.3%)	5,591 (43.5%)	4,888 (42.5%)
高齢者人口 (65歳以上)	8,489 (37.9%)	8,457 (41.8%)	7,907 (45.0%)	7,419 (46.8%)	6,848 (47.9%)	6,305 (49.0%)	5,734 (49.9%)

区分別人口構成の推移



3 計画の位置付け

本計画は、本町が取組を進めるデジタル化の方向性を示すとともに、国の各種計画等及び「第2次さつま町総合振興計画」並びに「第2次さつま町総合振興計画後期基本計画」を踏まえ、本計画を次のとおり位置付けます。

- ① 官民データ活用推進基本法第9条第3項に規定する官民データ活用の推進に関する施策についての基本的な計画
- ② 「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」（令和2（2020）年12月25日閣議決定）が示す内容を踏まえ、本町が実現すべき計画
- ③ 総務省「自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画」が示す取組事項を、本町で具体化するための計画
- ④ 「第2次さつま町総合振興計画」（平成28年3月策定）及び「第2次さつま町総合振興計画後期基本計画」（令和3年3月策定）、「第4次さつま町行政改革大綱」（令和2年3月策定）が示す町が目指すべき姿の実現を推進するため、ICTの側面から支援するための計画

4 実施期間

本計画の計画期間は、2025年度（令和7年度）から2030年度（令和12年度）までの6年間とします。ただし、次期第3次さつま町総合振興計画の策定や、本町を取り巻く社会情勢や町民ニーズの変化に対応できるよう2027年度（令和9年度）に内容を見直します。合わせて、進捗等の管理を行いながら、必要に応じて適宜改正を加えていきます。

5 計画の方向性

1 基本理念（目指すべきビジョン）

本町では、平成28年3月に策定した「第2次さつま町総合振興計画」において掲げた、「ひと・まち・自然 みんなで紡ぐ さつま町」の基本構想のもと、次の基本理念に基づきデジタル社会を推進します。

さつま町の「ひと・まち・未来」は デジタルとともに

2 基本的な考え方

（1）町民目線のデジタル化であること

町民の利便性向上を勘案したうえで、町民が使いやすいデジタル技術を選択する。
ただし、デジタル化に傾倒するあまり、紙媒体等のアナログ部分として残すものを軽視しないよう注意すること

（2）デジタル化は目的ではなく手段であること

町民生活におけるサービスの向上と、町の発展が目的であることを認識する

（3）行政サービスの向上と業務改善は表裏一体

業務改革を進めることが結果として行政サービスの向上にも繋がることを認識する

（4）完璧を求めすぎないこと

過度に完璧さを求めず、スピーディに実行し、改善を繰り返しながら、より良いサービスを提供することを模索する

（5）時代に合わないルールは積極的に見直すこと

業務のデジタル化に伴い、時代に合わない規則や要綱を見直す

（6）課題が解決されるデジタル化であること

現場目線で課題を把握し、課題解決のためにデジタル技術を活用する

（7）行政サービスの向上に繋がることは積極的に検討すること

「できない理由」を探すのではなく、「どうやったらできるか」を模索する

6 基本方針

1 基本方針

本町がデジタル化を推進していくに当たって、前項「計画の方向性」を基に3つの基本方針を推進していきます。

【基本方針1：行政DX】 町民の利便性向上のためのデジタル化の推進

- ◆ 町民の利便性向上を図りながら、住み良いまちを創ります。
- ◆ 町民目線で分かりやすく、利便性の高い行政サービスを提供します。

【基本方針2：地域DX】 地域社会におけるデジタル化の推進

- ◆ 産業振興や生活の質の向上を図り、豊かで持続可能なまちづくりを目指します。
- ◆ 進化し続けるICT等の先端技術の活用により、あらゆる領域において横断的に、本町の地域課題の解決につなげます。

【基本方針3：庁舎内DX】 職員の業務改善のためのデジタル化の推進

- ◆ デジタル技術の活用により行政事務の効率化などを進めます。
- ◆ 多様化・複雑化する町民ニーズにも対応した行政サービスを目指します。

2 基本方針を踏まえた取り組み

【基本方針1】行政DX	【基本方針2】地域DX	【基本方針3】庁舎内DX
1-1 マイナンバーカードの普及促進 1-2 行政手続のオンライン化 1-3 広報のオンライン化 1-4 公共施設等のオンライン予約管理システムの導入 1-5 窓口のデジタル化 1-6 AIチャットボットの導入 1-7 行政窓口及び公共施設窓口のキャッシュレス決済導入 2-8 その他、行政サービスにおけるデジタル化	2-1 学校のデジタル化 2-2 ICTを活用した安心して子育てできる環境整備 2-3 デジタル・デバйд対策 2-4 議会のデジタル化 2-5 移住のデジタル化 2-6 農業のデジタル化 2-7 その他、地域社会におけるデジタル化	3-1 自治体情報システムの標準化 3-2 三層分離の見直し 3-3 BPRの取組推進 3-4 RPA・AI-OCRの利用促進 3-5 テレワークの推進 3-6 セキュリティ対策の徹底 3-7 ペーパーレス化及び電子文書管理・電子決裁の推進 3-8 WEB会議の活用推進 3-9 ローコード・ノーコードツールの活用 3-10 契約事務のデジタル化 3-11 デジタル人材の育成 3-12 公用車管理のデジタル化 3-13 その他、自治体経営におけるデジタル化